

証券取引審議会報告(平成9年6月)の実施状況等

平成13年11月29日
金融庁総務企画局

・投資対象(魅力ある投資対象)

(1) 新しい社債商品の導入

- ・ 公募社債について、
平成5年10月社債発行制限額の撤廃及び社債受託制度の改正、
平成8年1月適債基準及び財務制限条項の撤廃
が行われた。
- ・ 私募社債について、
平成8年4月社債発行制限額及び起債回数制限の撤廃、
平成10年6月私募社債転売制限の撤廃
が行われた。

(2) 店頭有価証券デリバティブの全面解禁

- ・ 平成10年12月(金融システム改革法施行)より店頭有価証券デリバティブ取引全面解禁(証券取引法改正)。(証券取引法第201条において場外差金取引の適用除外規定を追加するとともに、証券取引法第2条8項3号の2において店頭デリバティブ取引を証券業として明示することにより賭博罪等との関係を明文化。)

(3) 投資信託の整備

証券総合口座の導入

- ・ 平成9年10月より導入。
- ・ 平成10年9月より、給与振込が可能となった(労働基準法施行規則改正)。
銀行等の投信窓口販売の導入
- ・ 平成9年12月より、銀行等の投資信託委託会社への店舗貸しによる直接販売の実施。
- ・ 平成10年12月(金融システム改革法施行)より、銀行等本体による投資信託の販売が可能となった。

私募投信の導入

- 平成10年12月(金融システム改革法施行)より、私募投信を解禁(証券投資信託法改正)。

会社型投信の導入

平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、会社型投信を解禁(証券投資信託法改正)。

(その他)

- ・平成 9 年 8 月より、MMF 及び中期国債ファンドに係る入金単位、解約に関する制限を撤廃。

(4) 有価証券定義の拡大

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、DR(預託証券)、カバードワラントを有価証券に指定(証券取引法改正)。

(5) 企業活力の向上と資本の効率的利用の促進

- ・平成 10 年 9 月 SPC 法(特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律)施行により、SPC の活用が可能となり、また平成 12 年 11 月の同法等の改正により、SPC の商品性の向上等が図られた。
- ・平成 9 年 3 月に MTN(ミディアム・ターム・ノート)プログラムについて、商法規定との関係等において一定条件を満たしていれば利用可能との見解が大蔵省・法務省により示された。
- ・平成 9 年 6 月より、東京証券取引所において、外国株券の売買取引及びその決済を DR(預託証券)形態により行う方式が可能となった。

(6) 株式の魅力の向上

- ・平成 6 年 10 月より、利益消却のための自己株式取得が可能となった(商法改正)後、平成 9 年 6 月にストックオプションの導入(商法改正)、機動的な自己株取得の仕組みの設置(消却特例法施行)、平成 10 年 3 月、資本準備金を財源とした消却を可能とする措置(商法改正)等が実施された。
- ・平成 9 年 7 月に株式の投資単位の引下げに関し、条件付定款変更についての商法解釈明確化。

・市場(信頼できる効率的な取引の枠組み)

(1) 取引所取引の改善と取引所集中義務の撤廃

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、取引所集中義務の撤廃とそのため公正取引ルールの整備等が図られた(証券取引法改正)。
- ・金融システム改革法施行以降、取引所外取引が開始。PTS(私設取引システム)運營業務が証券業として認められた(証券取引法改正)。
- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、証券取引所の設立、合併

に関する規定の整備等がなされた（証券取引法改正）。

(2) 店頭登録市場の流通面の改善

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、店頭市場の補完的位置づけを見直し(証券取引法改正)。

(3) 未上場・未登録株の証券会社による取扱いの解禁

- ・平成 9 年 7 月より、未上場・未登録株の証券会社の扱いを解禁(証券業協会規則変更)。

(4) 貸株市場の整備

- ・平成 10 年 2 月に「貸株市場の整備について」(「貸株市場整備に向けた研究会」報告書(日本証券業協会及び東京証券取引所が事務局))が取りまとめられた。
- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、貸株市場の整備に必要な法的整備がなされた(証券取引法改正)。

(5) 証券取引・決済制度の整備

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、中間配当を行わない発行会社の中間決算期日においても、保管振替機関から発行会社に対して実質株主の通知を行うこととなった(株券等の保管及び振替に関する法律改正)。
- ・平成 13 年 5 月より東京証券取引所において株券等についてDVP(資金と証券の同時決済)開始。

(6) 検査・監視・処分及び紛争処理体制の充実

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、相場操縦禁止規定、信用取引に係る規定、インサイダー取引禁止規定等の整備を行った(証券取引法改正)。
- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、証券業協会は法令などの遵守のための管理体制の整備及び法令違反行為防止に努める旨定款に定めることとなった(証券取引法等改正)。
- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、有価証券売買等について争いがある場合は、当事者は証券業協会に斡旋を求めることができることとなった(証券取引法等改正)。

(7) ディスクロージャーの充実

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、証券投資信託の受益証券及び投資証券について、証券取引法第 2 章(企業内容等の開示)の規定が適

用されることとなった(証券取引法及び証券投資信託法改正)。

- ・平成11年4月より、少額募集等に関するディスクロージャー制度を整備(証券取引法改正)。
- ・平成11年4月より、有価証券報告書等の記載事項を企業集団の情報を中心とした連結ベースに整備(証券取引法改正)。
- ・平成13年6月より、有価証券報告書等の開示書類の提出・縦覧手続等の電子化を段階的に実施(証券取引法改正)。

・市場仲介者(顧客ニーズに対応した多様なサービス)

(1) 株式売買委託手数料の自由化

- ・平成10年4月より、5000万円超の取引に関し手数料自由化(法改正不要)。
- ・平成11年10月より、手数料完全自由化(証券取引法改正)。

(2) 証券会社の専業業務の撤廃と業務の多角化

- ・平成10年12月(金融システム改革法施行)より、投資顧問業や証券投資信託委託業などについて届出により行うことが可能となった(証券取引法、証券投資信託法及び投資顧問業法改正)。
- ・同時に上記以外の業務についても、内閣総理大臣の承認を受ければ可能となった。

(3) 持株会社の活用

- ・平成9年12月(独占禁止法改正)より、持株会社設立原則自由化。
- ・平成10年3月(「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」及び「銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律」施行)より、金融機関による銀行持株会社を含む金融持株会社の設立が解禁。

(4) 資産運用業の強化

- ・平成10年12月(金融システム改革法施行)より、投資信託委託業の専業義務緩和、届出により証券業等の兼業が可能(証券投資信託法改正)。
- ・同時に証券会社に対する専業規制も緩和、投資顧問業、投資一任業務兼業が可能。
- ・平成9年9月より未上場・未登録株の投資信託への組み入れ解禁(証券業協会ルール整備等)。

(5) 証券会社の健全性のチェックの充実

- ・平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、証券会社は業務及び財産状況等を記載した説明書類等を全ての営業所に置き、公衆の縦覧に供しなければならないこととなった(証券取引法等改正)。
- ・同時に証券会社は、自己資本規制の遵守や自己資本規制比率の内閣総理大臣への届出義務等所要の整備が行われた(証券取引法改正)。

(6) 仲介者の参入規制の改革

免許制から登録制への移行

平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より、証券会社の免許制を登録制へ(証券取引法改正)。

相互参入の促進

- ・平成 9 年 10 月より、証券子会社について、株式関連業務を除く全ての業務を解禁。
- ・平成 11 年 10 月より、証券子会社の業務範囲について、株式のブローカー業務を含め全面解禁。

(7) 破綻処理制度の整備

顧客資産の分別管理の徹底

平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)より(みなし登録証券会社については、平成 11 年 4 月より)、証券会社の顧客から預託を受けた有価証券及び金銭等と証券会社の固有財産について分別保管を義務付けた(証券取引法改正)。

寄託証券補償基金制度の充実

平成 10 年 12 月(金融システム改革法施行)に投資者保護基金が設立された。証券会社の加入を義務付けた。

・その他の最近の動き

(1) R E I T (不動産投資信託)の導入

平成 12 年 11 月、主として有価証券に運用するための仕組みを定めた証券投資信託法を改正し、不動産を含めた幅広い資産に投資運用できるよう運用制限を緩和(証券投資信託法改正)。

(2) E T F (株価指数連動型上場投資信託)の導入

緊急経済対策(平成 13 年 4 月)において「市場活性化に貢献することが期待される E T F の制度整備を進める」とされたことを受け、平成 13 年 6 月、金銭信託の例外として現物株式による設定・交換を認めることとした(投資信託法施行令等改正)。

(3) 金庫株の解禁等

平成13年10月(商法改正施行)、それまで原則として禁止されていた自己株式の取得が一定の規制の下で一般的に認められ、取得した自己株式の保有についても特に制限が設けられないこととなった。また、株式の大きさに係る制限等が撤廃され、会社が株式の大きさを自由に定めることができることとなり、単位株制度の廃止と単元株制度の創設に伴い、株式の投資単位引下げの促進が図られた。

(平成14年4月施行予定の商法改正により、ストック・オプションについて、付与対象者や付与できる株式数、権利行使期間に関する規制が撤廃され、株主総会の授権決議における決議事項が簡素化される。)